

まちづくり基本条例推進委員会 会議録

審議会等の 名 称	平成27年度 第3回 瑞穂市まちづくり基本条例推進委員会 会議
開 催 日 時	平成27年6月15日（月曜日） 午後6時00分 から 午後8時00分
開 催 場 所	瑞穂市役所 3階 議員会議室
議 題	まちづくり推進プランについて
出 席 委 員 欠 席 委 員	<出席委員> 会長 中村 良、副会長 廣瀬 英昭、奥田 利恵、板谷 雄二、関谷 充、 棚橋 眞二、豊田 英二、長屋 正治、西 祐子、日高 清、馬淵 浩史、 若山 将史 <欠席委員> 加藤 悟、長尾 マツ子、福元 聡美
公開の可否 (非公開理 由)	可
傍 聴 人 数	0人
審議の概要	開 会 【会長】 定刻となりましたので、只今から平成27年度第3回瑞穂市まちづくり基本 条例推進委員会を始めさせていただきます。 本日は、秘書広報課長にご出席頂いておりますので、よろしくお願いします。 （委員12名の出席を確認し、会議が成立している旨を宣言した。） 【会長】 早速ですが、本日「瑞穂市総合教育会議」が開催されましたので、その会議 内容につきまして秘書広報課長からご説明をお願いします。 【報告案件】瑞穂市総合教育会議について （秘書広報課長から瑞穂市総合教育会議の概要について報告を行った。） 【会長】 本日私は、傍聴という形でこの会議に参加させて頂きました。 初めての傍聴でいろいろ勉強させて頂くこともあったのですが、従前の宿題 のなかで、まちづくりにおける教育機関との連携というテーマがご提案として 出ていたと思いますが、総合教育会議のメンバーとしても本推進委員会の委員 の方が教育委員でありますので、教育委員の立場として、まちづくり基本条例

推進委員会のなかで、こんな議論がありましたということを報告して頂きました。私としても、どのような会議なのかということで参加させて頂き、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、幼児支援課のビジョンを提示して頂いたわけです。そのなかで気になったのは、生涯学習課のビジョンで「生涯にわたり学び、地域で役立とうとするひとづくり・まちづくり」が掲げられていて、まちづくりという言葉が非常に大きなテーマになっているのですが、このまちづくりの中身についてどのようなイメージをしているのかわからなかったわけでした。会議のなかで、まちづくり基本条例に関するコメントは一切ありませんでした。学校教育課は義務教育の部分が担当になると思いますが、ここでもまちづくりに関連するコメントは一切なく、地域の特性に関することも一切出ませんでした。各都道府県市町村で同じ教育をしなければならないなかで、教員の現場が手一杯で地域に合った教育の実践までは難しいのかなと少し思いました。学校と連携し、まちづくりについての啓蒙、啓発的なことをしていきたいという部分では、かなりハードルが高いのではないかという印象を持ちました。まだ、教育委員会の方に直接お会いして、こちらの意向をお伝えしたわけではありませんのでわかりませんが、現場の方々の発想ではまちづくり的なビジョンはないということで、これは皆さんにお知らせしたほうが良いと思いました。もう一点は、このビジョンを策定するにあたっては教育委員会や学校が決めるべきことだと思いますが、例えば、生涯学習課や幼児支援課に関しましては、市民、PTAの方などとの意見交換がどれくらいされたのか、まちづくり基本条例の理念に即して言えば、さまざまな意思決定のなかで、市民の方がどれくらい参画されたのかということが全く分からなかったです。本来は、ビジョンを策定された関係各課から聞くべきことですが、本日開催された会議でするので、この会議にお呼びすることができませんでした。今後必要があればここにきて頂きお聞きしたいと思います。会議を聞いていた限りでは、一部学校施設関係ではパブリックコメントの話があったかと思いますが、それ以外のソフト部分の話では市民参画の話はなかったと思います。この件について何かご質問はありますでしょうか。

【I 委員】

今、市民参画の話がないとおっしゃられましたが、各学校では郊外活動がありますので、地域のなかでそのような話し合いをしていると思います。

そういった地域活動の部分まで教育委員会に報告が上がっていないのかもかもしれません。

【会長】

私の認識が間違っているかもしれませんので調べてみますが、ご指摘頂ければと思います。総合教育会議では、今後4～5年間の教育大綱というものをつくらなければならないとお聞きしており、それは教育委員と市長で作り上げていかなければならないものらしいのですが、このことについて少し調べてみたのですが、教育委員という専門家と市長が市民の代表としてやるということなので、私達市民が直接関わる仕組みにはなっていないことは確かです。あくまで市長を通じて地域の特性や市民の意見を吸い上げる形の会議体になっているようです。まちづくり基本条例との住み分けから見ると、私達から何か言える形にはなっていないのですが、会議は原則公開になっており傍聴できますので、皆さんも是非傍聴して頂ければと思います。

【F 委員】

会議体の構成メンバーはどのようになっていますか。

【企画部長】

市長と教育委員になっており、事務局は教育委員会事務局と市長部局では秘書広報課になります。いじめ問題や防災に関する問題もありますので、次回からは総務部長、福祉部長もその会議に参加することにしております。

【F 委員】

完全に行政組織内部の会議なのですね。

【企画部長】

そのようになっています。ただ、案件によって皆さん方のような有識者のご意見を伺いたい場合は、招聘することも可能になっております。

【A 委員】

広報などでこういった会議を開催するお知らせはないのですか。

【会長】

市民が傍聴できる会議ですので、市のホームページに開催案内が上がっています。広報には上がっていません。

【企画部長】

これまで教育委員会部局だけで決めていたものが、市長部局も加わって政策審議を行うという会議とご認識ください。

【秘書広報課長】

この会議は、教育委員と市長が集まって意見交換する場となります。

【会長】

次回も開催されますので、教育問題にご興味のある委員の方は、是非傍聴して頂ければと思います。

続いてもう一点報告案件として、2014年1月に当時の市長宛に提出させて頂いた報告書なのですが、これが何かと言いますと、秘書広報課でホームページのリニューアル更新事業を実施するという事で、市民の方がどんな情報が知りたいのか、あるいは、スマートフォンを使うのかなどについてのアンケートを取りました。このアンケートを取るために駅前や大学、秋のフェスタ会場などいろいろなところに行って集めまして、それをまとめた報告書がこれになります。朝日大学のゼミ生がホームページの活用方法について調べてくれたものなので、かなり貢献させて頂いたものなのですが、もしよろしければ印刷してお配りしますので、お声掛けして頂ければと思います。

それでは本日の審議事項に入ります。大体7月中には抽象的な内容でも良いので、こういった姿を目指しているというものができるところを目指していくということで、総合計画策定審議会に中間報告を上げさせて頂きたいと思っております。それ以降は、具体的な数値目標を決めたり、施策の実現可能性について考えていくということで、例えば「まちづくり組織をつくる」というのは良いの

ですが、人口5万人の市でどれくらいの職員の方を想定した組織を作るのかという問題にもなります。それはまちづくりに対して瑞穂市がどれだけの事業を持つかということにもなり、そういった部分でも他市等の組織体制などを研究し、その実績も見ながら検討していくことが必要でして、それを調べることで客観的な裏付けに基づく政策になり、そこにお金をかける意味もよく見えることになると思います。そういった部分なども調べながら進めていきたいと考えております。本日と次回の会議で大きな方向性については決めたいと思います。それでは本日の配布資料について事務局からご説明をお願いします。

【事務局】

前回の会議で会長から宿題が出されておりました案件につきまして、本日4件ご提出を頂きましたので、原文そのままですが、資料としてお配りしております。この内容につきましては、それぞれの委員の方からご説明頂き、取り組みなどについてお話しして頂ければと思います。それ以外の委員の方につきましても、いろいろとご意見をお持ちと思いますので発表して頂ければと思います。

【会長】

発表に入る前に本日秘書広報課長に来て頂きました理由としまして、取り組み項目のなかに情報発信の部分があり、市民の方に情報発信する一番大きなツールとして広報みずほがありますが、これは自治会を通じて配布しておりますので、自治会に入っていない市民には渡らないということで、これは前か問題提起がなされておりましたので、秘書広報課で何か違うツールを検討されているのかをお聞きしたいという趣旨になります。

【秘書広報課長】

自治会に入っていない方ですと、銀行やコンビニ・駅の駐輪場などにある程度の部数を置いておりますが、そういったところでないと現物を手にすることはできないことになります。市のホームページには広報みずほの内容をアップしていますので、インターネット通じて見てもらうことはできます。

【会長】

現状で違う方法は検討していないということですか。

【秘書広報課長】

はい、そうです。

【会長】

企画部長、全戸配布というのは不可能ということですか。
その検討すらしらないのですか。

【企画部長】

そういうわけではありませんが、銀行やコンビニ・駅の駐輪場や庁舎にも置いてあるということで、自治会に入って頂くことを推進するためには、これしかないといわれます。

【会長】

秘書広報課で検討しないということで、良いアイデアがあればご提示していきたくと思います。前期の委員会で、総務部長さんにこのお話をお聞きしたとき、自治会加入率問題と広報みずほの配布問題はセットと考えられるので、市民にとって興味の有無に関係なく知ってもらわなければいけない情報について検討して頂くことになっていたかと思いますが、それから1年経って何か動きがあるかと思っておりましたが、特に何もない状態ということですね。

もう一つ秘書広報課のなかのお話しとして、情報発信されるとき発信する情報の優劣がつかないという問題があると聞いています。各部署から情報が上がってきてそれを発信してくださいという形になっているかと思いますが、特に広報みずほは紙面に限りがあるので、それをどのように整理するのかという点で、発信する情報の優先順位などをつけるためのガイドラインのようなものを秘書広報課で検討して頂く話があったかと思いますが、それは進んでいるでしょうか。

【秘書広報課長】

市の行事関係の情報は一番の優先事項としています。他団体からの情報については広報掲載依頼を提出してもらいますが、その情報にどのように優先順位をつけるかということになろうかと思いますが、紙面も限られていますので、まず市からの情報が第一番、県などの公的情報がその次に来ると思います、また、同じ公の情報として、労働災害保険の保険料率が変わったとか協会健康保険の掛金率が変わったなどの情報についても掲載依頼が来るのですが、そういったものはその次のランクになると思います。

【会長】

そういった部分は、課長が変わったので中身を変えても良いかと思うのですが、現場に対し何か基準として提示されてみえるのでしょうか。

【秘書広報課長】

担当者は去年から変わっていませんので、そういったことは承知していると思うのですが。

【会長】

この問題は広報みずほよりホームページのほうで大きな問題でして、ホームページにはかなりの情報が載せられますし、その階層も深くしていくことができます。集まった情報をどのように載せていくのかということで、ホームページリニューアルの研究をしているとき課題になりました。防災情報など生命・身体に関することはページの表に出さないといけないだとか、税金のことは前の階層に出さないといけないなどと言っていると、どんどん浅い階層に情報が集まり載せられないものも出てしまい、その結果非常に見にくいホームページになってしまうということで、かなり検討して今の形になったわけで、ある程度文書としてガイドラインなどを残して頂いたほうが職員の皆さんも働き易いのではないかと思います。その他秘書広報課長に対しご質問などありますでしょうか。

【I 委員】

現在自治会に入っていない世帯はどれくらいあるのでしょうか。

【秘書広報課長】

全世帯の2割程度が入っていない状態です。

【A 委員】

この問題は個々に言っても無理で、アパートなどについては大家さんや管理者に意識を持ってもらい、自治会に入るかどうか入居者に確認してもらい、広報など市からのお知らせなどをどうするか確認していくようなこともしていないと、アパートに住んでいる方々は常に引越しているような状態の方も多いので、住居のある地元のことにはほとんど関心がないわけです。そういった人達に対し個々にあたることは難しいと思います。側溝清掃をするときでも地元の住民はみんな参加するのですが、アパートの住民は誰も参加しない、アパートの周りを清掃しているのは自治会に入っている我々が清掃しているわけですし、住民から不満も出ることがありますので、やはりアパートの大家さんや管理者の責任も非常に重いと思います。そういった点も検討して頂ければと思います。

【I 委員】

私の家の周りにもアパートがありますが、広報みずほは全てオーナーが配っています。

【A 委員】

そういったところがあるのだからできると思います。

【G 委員】

アパートが建ったらすぐ自治会長さんにアパートに行ってもらい活動に参加してもらったケースもあります。

【A 委員】

自治会長がそれをやるのですか。

【G 委員】

ゴミのことや側溝清掃のこと、子どもさんがみえれば小中学校の問題などについて自治会に入って頂くことを前提にお話します。

【A 委員】

自治会長が毎年交代するので、私達の地域ではそういった意識が希薄になっています。市がアパートなどの住民対し情報をどのように伝えているかということで、市から大家さんや管理者の方に言ってもらい情報をどうするかも聞いてもらったほうが良いのではないかと思います。側溝清掃などは自治会が言うべきですが情報提供については市から言うべきではないかと思います。

【G委員】

自治会に入っていない方の分も広報を配ることにした場合、余分にもらうことはできますか。

【企画部長】

それは誰が配られるのですか。

【G委員】

自治会の下部組織に組がありますので、余分に頂ければ、組ごとに自治会に入っていないアパートを絞り込んでいけば何件あるか分かると思いますので配る方向で話しをしてみようかと思います。

【企画部長】

自治会長さんから総務課に言って頂ければ、配布数を増やすことは可能だと思います。

【G委員】

わかりました。

【会長】

普遍的な話しとして、市の情報発信の問題は各戸に情報がいかなければならないという問題になると思いますのでどんどんご提案頂き進めていくべきことだと思います。

【事務局】

先般地域情報を発信しているタウン誌を発行している会社を訪問したのですが、タウン誌は全戸に配られていますので、他市等では市の広報の内容をタウン誌に掲載して入れ込んでいるところもあるそうです。

その他行政情報をタウン誌に掲載しているところもあり、広報と併用している市町も多くなってきていますので、全ての情報を確実に市民にお伝えしなければならないということならば、どうしても広報みずほになってしまうのですが、そのなかの重要な部分だけのお知らせということであれば、タウン誌は全戸に配布されますので、それを活用しても良いのではないかと思います。現在イベント情報程度はタウン誌にも掲載している場合もありますが、行政情報などの掲載は行っておりません。そういった媒体を活用することで若い方にも市の情報を知ってもらえるメリットもあると思います。

【A委員】

費用対効果を考えたとき、一方的に発信する情報を必要としない方もたくさんいますので、そういった人達に配ってもコストの割に効果がないことになってしまいます。情報が欲しいという意識がない方にとっては広報でもゴミ箱に直行してしまうので無駄ということになります。、アパートなどでも管理者の方から住民の方に広報が必要かどうかを聞いてもらい、必要だという場合に配布すべきで、大半の人が広報は必要ないと言っているのに無理やり配るのはコストがかかるのでいかがかと思います。

【会長】

同じ情報でも皆に知らせる必要があるものと、ある特定の人だけが必要な情報があるわけですし、市役所から発信されるものは、皆に知らせる必要性が高い情報が多いと思います。コストを無視してでもやらなければならないものだと思います。費用対効果を考えるケースとそうでないケースがあるわけで、その部分には情報にプライオリティをつけてもらうことが必要だと思います。選挙公報などが特別になっていて、別に全戸配布されていることを考えても皆にお知らせすべき情報の尺度は必要だと思います。ただ、市がそういった情報をお知らせするツールを持って頂かないといけないと思います。

【A委員】

一つの方法として、防災行政無線で何度も放送する手段はあるかと思います。緊急性の高い場合やどうしても必要な場合には現在も放送されていると思います。

【会長】

いろいろ研究して頂くことは必要ですが、現状が十分ではないと感じておりますのでこの問題について検討していく余地はあると思います。

【I委員】

世帯数は把握されてみえると思いますが、その世帯数分の広報が自治会に配られているわけではないのですか。

【企画部長】

自治会が配布される世帯数だけですので、世帯数では配られておりません。

【K委員】

私はアパートに住んでいまして、そういった人の戸数をどうやって把握しているのでしょうか。

【秘書広報課長】

戸数の把握につきましては、いろいろありまして、市内に住民票がある方のうち約2割の方が自治会に加入していない状況ですが、住民票のない方で市内に住んでみえる方もあります。そういった方も対象として調査するものが「国勢調査」で実際どれぐらいの方が瑞穂市に住んでいるのか、どれだけの戸数があるのかを把握します。ですので、国勢調査を基にした自治会加入率と住民票を基にした自治会加入率があることになり、加入率も変わってくるようになります。

【K委員】

国勢調査は5年毎ですので、長いスパンでしか居住世帯数は分からないということですね。

【秘書広報課長】

そうです、住民票を基にした世帯数で自治会加入率は整理しております。

【会長】

秘書広報課長はご存知だと思いますが、まちづくり基本条例における住民の定義は住民票のある方だけを対象としていませんので、市内に在勤している方、在学している方も入りますので参画・協働を推進していくためには、そういった方々に対しても情報発信していかなければなりません。市民税を納めているかどうかという問題もありますが、2割程度の方が自治会に加入していないということについては実際にはもっと多いと思います。住民票を移していないのに自治会に入っている方を実際見たことがないので、自治会に入っていない方の数としてはもっと多いと思います。まちづくりの推進における情報共有としては、そういった方々にどのように情報を伝えるかということで考えていくべきだと思います。

【C委員】

情報共有の件もありますが、本日は参画意識の向上の案件がテーマだと思いますので少し議論が広がりすぎているのではないかと思います。

【会長】

情報発信の現状を把握して頂く趣旨でお話しております。

【D委員】

そもそも自治会自体は任意の組織なので、その会員について住民票や居住の実態によって入れたり入れなかったしているという実態があります。毎年自治会加入率は下がってきていると思いますが、自治会によっては持ち家の世帯しか入れないところもあり、アパート世帯は自治会に入れないということで、そういった事情で困っている所もあります。ですので、自治会をメインとして情報発信しようとする、どうしてもその部分で引っかかってしまいます。「加入していない」、「入らない」、「入れない」というそれぞれの問題があり、会員になっていてもある程度高齢になると、全ての役が免除され名前だけになってしまっているお年寄りもあります。実際民生委員の仕事では、自治会に入っていない方のお宅を訪問するケースが多いのですが、情報発信の問題は自治会加入の問題とすごく関わり合っており、結果的に自治会加入者が減って自治会そのものが危うい現状にあるという問題だと思います。自治会の問題についてどのようにしていけば良いかは難しい課題だと思います。

【会長】

D委員の発言は問題提起として共有させて頂きたいと思います。

それでは、本題について委員の皆さんからそれぞれご説明をお願いします。

J委員からお願いします。

【J委員】

③の資料になりますが、簡単に説明させて頂きます。

「住民の意識が低い」という部分は前回会議でお話をさせて頂き、この3点をあげました。次の「地域のつながりが希薄である」という課題については、やはり地域のつながりという意味では自治会活動が中心だと思いますので、意欲的に自治会を動かしていろんな活動にトライできるような支援をしていくということで、自主的な取り組みについて助成金などを出していくという内容に

なります。2つ目として、まちづくり協議会を設置するという事で、総務課では小学校単位の校区組織を推奨されていますので、ある程度の単位で横に連携していく組織を作って地域問題を解決していくことができるようにしていく活動に対し援助していくことを想定しています。

3つ目の「参画の場が提供されていない」については、日頃からそういった場があれば良いと思いますが、ワークショップなどを積極的に開催し話し合いを行う前提としての情報共有の場としても活用していけば理解も深まりより良い話し合いができるのではないかと思います。各種団体については、PTAや子ども会、大きい会社などでまちづくりをテーマにしたワークショップを開催してもらえよう前回もお話ししましたが、市の職員がファシリテーターになって、そういった団体の集まりに出向き特定の話題をテーマに話し合ってもらいながら情報を収集するなどできれば良いと思います。

アンケートなども、郵送回収の方法ばかりでなく市民の声を直接拾い上げる努力をしていくということで、若い方が集まるところに出向いて聞くなど、ターゲット層に対しての出張ヒアリングをしてみてもどうかと思います。「時間的制約がある」ことについては、やはり託児を用意するなどどんな方でも参加できる環境を整備することが必要だと思います。子育て世代の30代、40代の参加が少ないということで、子どもに関する行事には高い参加率があるということですので、そういった機会を捉えて市民の声を聴く場として活用してはどうかと思います。情報公開につきましては、フェイスブックやツイッターなどSNSの手法を取り入れながら情報発信方法を検討していくことと、自治会毎に担当職員を配置し、総会や役員会などの場で随時審議会などの情報を発信していくことができないかと思います。また、学校を通じた市の情報提供とでは、学校からの配布物については親が必ず見ると思いますので、審議会情報やパブリックコメント募集の情報を配布してはどうかというものです。合意形成では、最終的に決定するのは行政だと思いますが広く意見を聴くことが大事で、その意見を見た上で行政判断がなれることだと思います。最後に財政、施設、組織体制などについては、行政組織にまちづくり推進室を設置する話がありましたが、やはりまちづくりに関する専門部署を設置して頂き総合計画の策定などの進捗状況なども含め、市民参画の取り組みをワンストップで集約できるセクションがあればと思いますし、市民の自主的な取り組みや活動を支援していくということで、市民活動センターやコミュニティセンターなど活動拠点などもサポートできれば良いのではないかと思います。私からは以上です。

【会長】

J委員に何かご質問はありますか。

【G委員】

ホームページだけでなく、SNSでの情報配信も増やすと良いと思います。

【J委員】

学生さんや自治会に入っていない方など、市からの情報が伝わっていない方や30代、40代の若い年代層の方に見てもらうためには非常に良いツールだと思っています。

【会長】

ご提案頂いた事項は次回までにある程度私の方で集約をさせて頂き、方向性について皆さんにご提案させて頂きたく考えておりますので、どんどんご意見をお寄せ頂ければと思います。それではF委員からご説明をお願いします。

【F委員】

まちづくり組織の立ち上げについてですが、先程J委員から説明のあったようないろいろな課題を包括的に取り扱っていく仕組み作りをどのように行なっていくかという問題になります。やはり具体的にそれを考えるとき誰がどのように関わっていくのかという部分が実行につなげる鍵になると思います。

そういった視点で考えてみると、まちづくりの実行部隊がないということでして、組織を新たに作るか、それとも既存の自治会組織にそういった機能を持てるよう変えていくのかという2つの方法があると思います。自治会では校区毎の地域協議会組織を作っていくという形と、既存の自治会連合会単位から地域毎の連合組織に変えて、機能的に小回りの利く組織で活動していくことだと思います。まちづくりに関し具体的にどのようにして行くのかという部分はあまり見えてこないのので、まちづくりそのものについて考える組織をベースとしてしっかり作って、そのなかで市民が中心になりその実行部隊を作っていくという提案になります。いきなり結論じみた提案になってしまって申し訳ありませんが、まちづくり推進室を市長直属の組織として設置し、そこにこの推進委員会があり、さらにまちづくり推進実行委員会があり、まちづくり基本条例の普及・啓蒙を行なっていくということで、この条例を知らない方がものすごく多いことは先般のまちづくりアンケートの結果からもみえますが、この内容をしっかり理解して掴んでいる人は1割にも満たないと思います。市の関係者とお話していてもそれを理解されていないことがよく感じられます。ですから、普及・啓蒙活動を徹底すれば誰でもまちづくりについて熱い気持ちを持つはずですので、まずそこが出発点になると思います。また、条例第16条にある参画の実践についても、この実行委員会組織が包括的に携わることができると思います。さらに、自治会のなかで100戸に1名程度のまちづくり推進協力員を選出して頂ければそれなりの人数が集まってもらえるので実行にも繋がると思います。これらについては市民の自主的な取り組みと先程会長からお話がありましたように、予算的な裏付けが必要になりますので、それなりの準備期間と努力が必要になることだと思います。

【会長】

ありがとうございます。続いてG委員をお願いします。

【G委員】

基本的には自治会や学校などの組織を利用していくことで考えています。

1つ目の課題については、瑞穂市では校区活動が盛んで、現在5つの校区で頑張っているわけですが、巢南中学校区では自治会活動と小、中学校が連携し活動がなされています。そういった活動の場でアンケートをとったり意見を吸い上げることができるのではないかと思います。

2つ目の課題に対しては、行政との意見交換会の場をもっと増やしてほしいということで、校区単位や自治会単位でそれを実施して頂ければということです。若い人に対し意見を聴く機会を作ることに限っては、特に新しく瑞穂市に

来られた人の意見ということで、先般ワールドカフェに参加をさせて頂いて、オープンでの話し合いで非常に良いのではないかと思います。

ただし、新しく来た人にワールドカフェに参加してもらうことはなかなか難しいと思いますので、その為にはかなりのPRが必要ではないかと思います。

中高生からの意見を聞く部分では、瑞穂市の将来像やこんなまちだったら住んでみたいという未来に対する意見を集めたら良いのではないかと思います。

子育て世代の人たち意見を聞く場所づくりについては、PTAなどの役員会の場になりますが、小、中学校では片親家庭のお子さんや障がいのあるお子さんがみえますので、そういった方々の意見を聞くことも大事ではないかと思います。市民には時間的な制約があり参加する世代が偏っていることに関しては、これが一番の問題ですが、実際時間を作ることは難しいと思いますので前もってある程度テーマ絞ってお知らせしておき、意見を聞く方法などが良いのではないかと思います。情報公開が不十分で市の将来像が不明確であることについては、現在市内3会場で行われている行政報告会などをもっと細かく開催することなどになりますが、参加されている層も年輩の方がほとんどで、市民全体に報告する形にはなっていませんので、校区単位や自治会単位などもう少し細かく開催してはということです。それから住民登録されていない方、自治会に加入されていない方に対しては、私達の自治会でも随時この話題には触れているのですが、前向きな考え方としてそういった方達に働きかけしていけば良いのではないかと思いますので考えております。広報誌の配布や自治会行事の案内など自治会活動への参加を働きかけることから始めてはどうかと考えており、外国人や学生の方、単身赴任の会社員の方などに働きかければと考えております。合意形成が難しいという点にでは、市から問題点などを提示しながら意見交換する場を増やすとしておりますが、行政報告会よりももう一段細かく意見交換ができる場があれば良いのではないかと思います。最後の財政的裏付けがなく支援が不十分という部分については参考になります。

瑞穂市は確かに人口が増えています、ただしこのまま行きますと、いろいろな面で不安が出ます。特にまちづくりのなかでも財政面、税収を増やすことについて今後必要になると思います。これには企業誘致、交渉などを行なう部署が必要だと思います。それと市長に対し意見を述べて現状を良くするために積極的に一緒に行動するような組織が必要だと思います。これから人口が増えていくことに対応できる部署としては、若い人が増加している現状に合わせた施設づくりということで、保育園、幼稚園、0歳児から小学校に入る前の幼児たちの集まりやすい施設ということで、親御さんに対する細かい相談会などを開催し、常に子育てなどを相談できる専任の人がいることが当然必要になるということです。世間でも話題になっています空き家が今後増えていくので、そういった情報を提供する部署ということで、税政面、利用するための条件、まちおこしにどのように利用していくのかなどで、他市町からの移住者に対する補助サービスなども必要になってくるということです。思いつくままに書いてみましたが以上です。

【会長】

ありがとうございました。次にE委員ご説明をお願いします。

【E委員】

いくら市のほうでと言われても、それ以前にまずそれぞれの自治会がそれを

受入れる体制ができていない限り点と点でのつながりにしかならないと思いますので、地元からのまちづくりを考えています。どのような参画でも全然興味を持っていない人が多いことが問題だと思いますので、何も知らない方に話かけることは難しいので、知り合い同士で相談したりしてもらうよう声をかけることと、私達の自治会の1班は全部で28軒あるのですが、実際に知っている人は10軒あるか無いかということで、どこの誰かも知らないことにはそういった繋がりにはできないですので、昔から向こう三軒両隣と言いますが、私自身も隣の人と一度も顔を合わせたこともなく知らないで、地域のなかで隣近所も知らないなか、市を発展させましようと言ってもそんなことはできないと思います。それから市の事業などの説明では、必要なところへ市の方からどんどん自治会などに説明に来てもらうことが必要だと思います。知らない間に事業がどんどん進んで出来上がっていたということが多々ありますので、そういうことがないようにして頂けたらと思います。校区については、生津小校区では区の運動会があります。各自治会長、区の役員、子供会など多くの方が集まる機会がありますので、アンケートなどそういった場で配って回収して頂くこともできるのではないかと考えております。財政、支援体制については、議会議員の定数見直しなど、自分達では出来ないことがたくさんあり、体育協会でも現状これで良いだろうといことでやっているのですが、他の目から見た場合どうなのかということについてある程度検討して頂く機会があれば財政の健全化と組織のスリム化ができるのではないかと考えております。

【会長】

ありがとうございました。先回C委員からご提示頂いた問題点をベースにご検討頂いたもので、私もペーパーを出さなくてはいけないのですが、大体J委員の意見と同じになります。一点付け加えるとすれば情報発信手法のなかで登録しておく登録元から一斉に情報が配信されるメーリングリストの仕組みについて、瑞穂市の幼稚園や保育園でも既に活用されており、ほとんどの親さんが登録してみえるのですが、東京都の何箇所かの特別区ではメーリングリストのなかにいくつかのメニューがあり、イベントや学校など興味のある情報を受け取れるサービスがあったので、それは参考にできるではないかと思いました。若い方でメールを使わない方はあまりいらっしゃらないので、そちらであればハードルは低いのではないかと思います。やはり興味や関心や利益といったところの熱意がないと登録されませんので、良いツールがあってもそこへどう誘導するかも検討しなければいけないと思います。組織の部分では、これは私自身の意見でなく、前任の本推進委員会委員さんが言われていたのですが、この推進委員会で勉強してきたことを活かせる場が無いので、何かやりたいということと言われた方があったということで、この場は人材育成の場でもあるということから、培った知識や経験を持つ方が退任した後ボランティアとして活用していくことも考えなければいけないと思います。F委員のご意見と同じかもしれませんが、人材が既に何人もいることははっきりしていますので、その方々が活躍する場の問題だと思っています。

【A委員】

会長と同意見ですが、F委員が言われたまちづくり実行委員会などきちんとした組織を作るには、自治会活動の経験者だけでなく、市の審議会経験者のなかで意思ある方にまちづくり実行委員になってもらい、きちんとした核となる

組織でまちづくりに関する取り組みの計画をしていかないと、行政側だけですべてやってしまえば官民協働のまちづくりにならないと思います。市民側のまちづくり母体がはっきりしていないとこれはできないので、実行委員会組織を作ってはと思います。

【会長】

今出ている案としましては、「情報発信の問題」、「情報を吸い上げる問題」、「参加の問題」、「人材育成・活用の問題」に分けられると思います。

最終的に市民の満足度を図る方法やどのようにすれば参加してもらえるかという仕組みの部分で具体的な方法がまだ出ていませんが、大前提案としてはこれになると思います。その他何かご意見ありますでしょうか。

【K委員】

市民の満足度を高めるためにどうしたら良いかという部分で自分なりに考えてきたのですが、すべてを網羅することはできないので、先程ホームページに載せる情報の優先度について話があったかと思いますが、他市のホームページなどを見ると市全体の情報掲載ページとは別に、新たにまちに来る人用のまちの紹介をするページを作っている自治体も実際にあったので、若い人や新しく来た人専用のページをもう一つ作る手段しかないのかなと思いました。

以前朝日大学で、市長候補者の公開討論会を開催したとき、それを知っていた人がいたのかと言えば、ほとんどの人が知らなかったそうです。市のイベントや今回実施されるプレミアム商品券などの情報も興味や関心を引くための情報発信だと思いますので、若い世代に対してホームページを通して情報提供することができれば、それをきっかけとしてまちづくりに興味を示してもらえるのではないかと思います。行政全体としての情報の優先順位はあるのだけれど、そのなかでも若い人にとって必要な情報を発信する場があればもっと広く知ってもらえるのではないかと思います。

【会長】

情報の受け手の対象別にコンテンツを分けて、その人がページに来たときそれが分かるような形にしていくというご提案だと思います。若い人が欲しい情報をすぐ見ることができるということでのアイディアとして素晴らしいと思います。新しく来られた方は市のことが分からないので、特にホームページを見る割合が高いと思います。そのきっかけとして重要なご提案だと思います。

【H委員】

個々の問題の解決の為に他の自治体で取り組んでみえることを調べるということで、既にそういった問題への取り組み方があると思うのですが、そういった事例を参考にして瑞穂市に合うものをコーディネートできるような組織が必要だと思います。

【会長】

一応本推進委員会がそれにあたるのですが、この会議でまず何をやったら良いかが分からないので、高知県のあるまちで進んだ事例がありましたので以前事務局にこの会議で紹介してもらったことがあります。

【A委員】

この会議の進め方として、広報などの情報発信の部分と組織の構築の部分で話としてある程度絞られた内容になっていると思うのですが。

【会長】

今回頂いたご意見の中で集約したものが出ると思います。

【A委員】

皆さんの意見がそれぞれありますので、結論を出すのはそれぞれ委員さんの認識もあり、絞った話をして頂いたほうが良いのではないかと思います。

【会長】

その点につきましては、次回の会議で行う予定をしております。

これ以上意見が出ないのであれば、案件を今絞っても結構ですが、本日ここで上がったものすべてが報告書に上がるものではありません。

【I委員】

今までの意見とは少し違うかもしれませんが、今可児で花フェスタが開催されておりイベントが開催されていますが、先日瑞穂市のイベント日に参加して、午前の部の北方町からは行政の方がたくさん来てPRしていたのですが、午後の部の瑞穂市のときには誰も来ていないんです、積極的な参加姿勢についてもう少し考えてもらわないといけないと思います。

【企画部長】

花フェスタの件につきましては心配をしていましたが、各団体へお願いをしてあるという話までは聞いておりました。結果的に今ご指摘頂いたようなことになりまして反省しております。

【I委員】

こういったことは、できるだけ積極的に情報発信してもらわないといけないことだと思いました。

【A委員】

その原因として横の連携が悪かったのか、何が足りなくてそのようになったのですか。

【企画部長】

はっきり言わせて頂きますと連携になります。

【A委員】

それがなければ、何事も上手く行かないのではないのでしょうか。

【G委員】

イベントに関わる部署はないのでしょうか。

【企画部長】

花フェスタの関係は、都市整備部が担当になっています。

【A委員】

そういったことを総合的に判断する部署がなければいけないでしょう。

【I委員】

瑞穂市の受け皿としては商工農政課ですね。

【企画部長】

そうです。

【会長】

それでは、時間も少なくなっていますので配布資料について事務局からご説明をお願いします。

【事務局】

本日の会議でご意見のあった組織の関係と政策内容について他市の状況を並べた一覧になります。それで、どのようなまちを抽出したかということですが、全国には県、政令市、特例市などを含めると約2000の自治体がありまして、瑞穂市の市民の平均年齢は全国的にも大変若いランクに入りますが、ここに揚げた団体は、そのうち上位100位以内の団体を抽出したのになります。そのなかで瑞穂市と類似している自治体に絞り込んだものです。若い人が増えつつあるまちということで、まちづくりにおいてどのような政策が実施されているのかというものを拾ったのになります。主な事業、施策の部分が現在取り組んでみえるもの、またはこれから取り組んでいこうとしているもので、当市では取り組んでいないものがほとんどだと思います。取り組みの項目としては、ここにあるものになりますが、問題はその一つひとつの中身で、どのような仕組みを作って実際どのように動かしているのかという部分であって、それが実際機能しているかということでは、それぞれのまちで課題になっていることだと思います。参考として、一番右の欄にそれぞれの自治体の一般行政職の職員数とその右に所管課名を入れました。この部分が皆さんからご提案されている部分になるものと思うのですが、例えば、「つくば市」は人口が22万人と大きなまちで、まちづくり推進部という組織があるわけですし、そこでは何十人体制でこれだけの数の項目の取り組みを進が進められています。

瑞穂市は、人口5万人で一般行政職の職員は全部で180人程度で、そのうちの2名でまちづくり推進の仕事をやっている状況です。各団体毎に組織体制が大きく違うなか、実施している取り組みについてはどの団体でもそれほど違いがなくほとんど同じ内容ですので、この分野に関しましてはその手の掛け方がそれぞれの団体によって大きく違うということを知って頂くために数字を入れました。行政側の問題を言って申し訳ないですが、実際手を掛けて事業を進めていく為には、必ず組織と人が必要になるということですし、新しく部署を作ることでは、組織の設置、人員配置等の問題があり、さらに具体的な取り組みを実現するためには、取り組みの幅や量も選ぶ必要があることなどについても念頭に置いて考えて頂けたらと思います。

【A委員】

各団体の所管課の職員数を教えてもらえると良かったと思います。人口が同規模のまちの体制ならば参考になるとと思いますので調べて頂きたい。

【事務局】

わかりました。

【会長】

個人的意見ですが、瑞穂市ではこの推進委員会を企画財政課が所管しており、実際にお金の問題として、財政も管理してみえるので、金銭が絡む案件では比較的話が通り易いということと、情報という部分では、瑞穂市の組織体制は非常に縦割りが強いと思われますので、そこで企画財政課が重要になり、お金の情報についてはそこに集まりますので、他の部署の情報を知っているというメリットはあると思います。私達が検討していることは、他の部署で検討していることと重複している案件があると思いますが、企画財政課だから情報が一元化できているという側面もあるかと思います。瑞穂市の行政組織は非常に風通しが悪いので、企画財政課がこのまちづくりの仕事を所管していることに関してはメリットがあると感じております。もし、企画財政課からまちづくり部門が外れた場合、本当に情報が集約されるのかという問題もしっかりとフォローしないと、組織が機能しなくなってしまうのではないかという危惧を抱いております。企画部長このような認識で間違っているのでしょうか。

【企画部長】

会長のおっしゃるとおりですが、実際お金の情報としては、部署によっては企画財政課にも情報が集まらないものもあります。

【会長】

資料で比較されている自治体のホームページを見て頂ければ、さらに細かい内容が掲載されていると思いますので、是非参考に見て頂ければと思います。

それでは、C委員お願いします。

【C委員】（C委員より別途資料が配布された）

この資料は、これまでの話し合いで市民の参画意識が薄いという課題に対し、私なりにまとめてみたものになります。まちづくりの参画方法は第2条第4項と第16条に規定されており、その他を含め6つの参画方法がありますが、実はそれ以外にもたくさん参画の方法はあり、網羅的にそれを考えた場合どのように整理したら良いのかということで考えてみました。第2条第4号にある「責任を持って主体的に参加」という部分について、どういったことかと言いますと、ある資料では「行政などがその支援を行なう形態のこと。」と書かれており、市民が個々でやることはここで言う「主体には入らない」ことになります。それを絞っていくと考え易いのではないかとということで「参画」といった場合条例第16条で挙げる方法が主となり、それ以外の方法が実施される場合でも、市民が主導的に行動するような方法は含まれないと考えられます。現実的にはこの考え方が出てきますが、参画でもいろいろな程度があり、その程度について調べてみました。いくつかの分け方があり2ページの表になりますが、まず「①参加」、「②参画」、「③主導」の3段階に分けるという考え

方、また、その右の「①あやつり」から始まって「⑧住民自治」までの8つに分ける考え方など「①あやつり」や「②セラピー」、「③お知らせ」は参画には入らず、参加になるということで、この推進委員会の議論の対象としては、「④意見聴取」、「⑤懐柔」、「⑥パートナーシップ」の部分がそれにあたるものになるというものです。それで、その参画の深さや質を考えてみるという部分もあり、それによっても整理ができるのではないかと考えてみました。

参画でもそれを行う段階や場面があり、それによって違いがあるのではないかと、どのような局面があるかのというと「方針」、「企画の立案」、「実施」、「評価」という流れで考えることもできますし「準備」、「チーム形成」、「問題意識の整理」、「調査項目の選択」、「現況調査と分析」、「計画案の準備」、「実施主体の選択」などの流れがあると思います。これはいくつかの流れを一つの軸としてまとめたものです。こういったことを考えますと第16条に掲げる方法以外にはこれに見合うものは見つかりませんでした。ですので、第16条にある参画が大前提になるという結論になると思われます。

参画方法がどの段階に入っていれば良いのかという問題ですが、例えば、「審議会等への委員として参画」では、その段階としては、「行政が仕掛けを決定」した段階にあたり、その場面としては、「可能性追求、実践の体系化」といった場面にあたると考えられ、その目的を達成するための工夫としては、「委員の選抜方法」などがそれにあたるということになります。

住民が主体の捉え方を住民主導と勘違いさえしなければ、議論をある程度絞れると思いますし、その上で参画の程度や段階、場面や工夫を考えることができます。住民の意識が低いことについては、ある程度は住民の心の問題として捉えた場合その部分は見えないので、5ページでそれを可視化して見ようと思いました。横軸に「参加の程度」、縦軸に「参画人数」を置きますと、参画の程度が低い人の数は多く、深い人の数は少ないという関係性が見えてきます。それが反対に市民の意識が高くなれば、これと反対の曲線になるということと考えられ、このような関係性をグラフであれば見るができると思います。また、横軸に「参画の程度」、縦軸に「参画の段階」を置いてみても考えることはできると思います。アンケート調査については、参画の程度としては割と入り易いので、左下に位置し、審議会等への参画は、委員選考や審議会等に関する運営規程等もあり、参画の段階は高くその程度も行政の意思決定への関わりという意味で深い段階になり、右上に位置するものだと考えることができるようになります。こういった方法で考えどのような場面でどのような方法を使ったら良いのかを整理してはどうかというものになります。

【会長】

ありがとうございました。今後一番悩まなければならない成果や効果などの尺度について非常に参考になる資料をご提供頂きました。

【F委員】

2ページの真ん中の表は非常に分かり易いものですが、私達が参画と言って目指すべきものは、①～⑧のうち例えば⑧とか、何か1つを目指すべきだと受け止めて良いですか。

【C委員】

それについては何とも言えないと思います。様々な参画方法がありますの

	で、例えばアンケートであれば④で良いと思いますし、それぞれの場面によってそれは違いますので、全てを目指すべきかどうかという問題もあるかと思います。 【会長】 今のご説明から第2条第4号の「主体」についてのご説明から言いますと、市民主導のものは入らないということです。⑦、⑧は参画に入らないということでしょうか。第16条の第6号その他で、市長が言えば⑦の「住民への権限委任」や⑧の「住民の自治」についても参画として言えるかもしれませんが、「主導」ということでは、それは参画に入らないのかもしれないと思います。次回この点についても一度まとめてみますので、ご意見があれば事務局にご連絡頂ければと思います。 閉 会 （次回会議の日程調整を行い7月13日（月）に開催することを確認し閉会した。）
事務局 (担当課)	瑞穂市 企画部 企画財政課 TEL 058-327-4128 FAX 058-327-4103 e-mail kikaku@city.mizuho.lg.jp